

公 示

令和7年度・令和8年度及び令和9年度において、関東農政局が行う随意契約の相手方として、農林水産省物品・役務等契約事務取扱要領（平成12年12月1日付け12経第1858号）第5条の規定に基づく随意契約登録者名簿への登録を希望する者（全省庁統一資格「一般競争（指名競争）参加資格審査申請」に登録している者を除く。）に必要な資格、申請の時期及び方法等について、下記のとおり定めたので公示する。

なお、令和7年度・令和8年度及び令和9年度において、全省庁統一の一般競争（指名競争）参加資格を付与された者については、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱いを行うため本公示に基づく申請を要しない。

令和 6 年 12 月 2 日

関東農政局長 安東 隆

記

1. 資格の種類

- (1) 物品の製造 (2) 物品の販売 (3) 役務の提供等 (4) 物品の買受け

2. 随意契約登録者名簿登録の要件

関東農政局長が、随意契約の相手方として信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実と認めた者とする。

3. 随意契約登録者名簿に登録を希望する者の申請の時期及び方法

(1) 申請の受付期間

(ア) 「関東農政局随意契約登録」専用メールによる受付

令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで

(イ) 本局受付 令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで

(ウ) 地方受付 令和7年1月6日（月）から令和7年1月24日（金）まで

※受付時間は行政機関の休日を除く。

※持参による場合の受付期間は、9時～17時（12時～13時は除く）とする。

(2) 申請の受付場所

(ア) 「関東農政局随意契約登録」専用メールアドレス kanto_zuikai07-09@maff.go.jp

(イ) 本局受付：関東農政局総務部会計課審査係

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館12階

電話 048-740-0328（会計課直通）

(ウ) 地方受付：関東農政局管内事業（務）所（別紙 受付一覧表のとおり）

(3) 申請の問合せ先

上記（2）の（イ）若しくは（ウ）

(4) 申請の方法

申請は、「随意契約登録者名簿登録申請書」により行うこと。なお、詳細は別添「令和7年度・令和8年度及び令和9年度関東農政局随意契約登録者名簿登録申請手引」のとおりとする。

なお、申請書用紙及び登録申請手引は各受付場所で交付するほか、関東農政局ホームページ（<https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/index.html>）において交付する。

4. 資格の有効期限

令和7年4月1日から令和10年3月31日

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和10年3月31日までとする。

5. その他

契約の種類及び基本となるべき事項については、全省庁統一資格「一般競争（指名競争）参加資格審査申請」に準ずる。